

## 段階的な日常回復履行計画の発表

### 【本文】

(略)

### 5 段階的日常回復履行計画

(1) 距離の確保の体系の改編案

(略)

### Ⅲ 距離の確保の改編の基本方向

(略)

□接種完了率及び病床稼働率、重患者数、死亡者数、感染者数等を総合的に評価し、3度にわたり段階的な緩和を推進する。

□接種完了者だけが利用する場合、最大限に防疫ルールを緩和する。

○伝播リスクの高い一部の施設及び高齢・ハイリスク群の保護が必要な施設(療養病院等)を中心に接種証明・陰性確認制を導入する。

(接種証明・陰性確認制)安全な施設利用及び未接種者保護のため、接種完了者及び遺伝子増幅(以下「PCR」)検査の陰性確認者等を中心に施設利用を制限(「防疫パス」)

※自主的に施設を接種完了者のみで構成した場合も同じく適用、未接種者を含む場合、飲食禁止、人員制限等、現行の防疫ルールを適用

※マスクを着用しにくい飲食、歓声・合唱等は第2次改編時から解除

(略)

□重症患者、死亡者の急増等、医療体系の余力が危険にさらされた場合、日常回復への転換を中断し、流行安定化のための非常計画を実施する。

※評価基準:(従前)感染者数→(改善)集中治療室、病床稼働率及び死亡者数

### Ⅳ 分野の改編方向

#### 1) 段階的緩和

□3度にわたり防疫措置を段階的に緩和する。

○市民経済に対する障害及び防疫的危険度等を考慮し、生活関連施設(不特定多数が利用する施設)→大規模イベント→私的な集まりの順で緩和する。

○11月1日から4週+2週(※)間隔で転換を推進し、予防接種完了率、医療体系の余力及び重症患者・死亡者の発生、流行規模等が安定的な状況か判断し、次の段階の改編に移行するかを決定(※※)する。

※体系転換運営期間(4週)及び評価期間(2週)、2週は状況によって調整可能

※※日常回復支援委員会の諮問を経て、中央災難安全対策本部で決定

## 〈段階的距離の確保の改編基本方向〉

区分	1次改編	2次改編	3次改編
方向	生活関連施設の運営制限の緩和	大規模イベント許容	私的な集まりの制限解除
転換基準	①予防接種完了率（1次70%、2次80%） ②集中治療室・入院病床の余力（>40%） ③週間重症患者・死亡者の発生規模 ④流行規模、再生産指数等 ※詳細指標は防疫医療分科で議論予定		

□従来の距離の確保の体系は解除し、全国的な基準統合を推進する。

○地域別・段階別ルール~~の体系は解除し、全国的に同一の基準で統合整備し、~~  
 一日常回復への転換過程で2段階ルールを中心に単純化し、改編する度に解除し、究極的には基本防疫ルールだけを維持する。

(略)

### 2) 不特定多数が利用する施設

## 〈不特定多数が利用する施設の距離の確保の改編の基本方向〉

危険度	施設の種類	主な方向	1次改編	2次改編	3次改編
危険度の高い施設	遊興施設等	接種証明・陰性確認制の導入	24時まで	時間制限なし	
	カラオケ、屋内体育、銭湯業等		時間制限なし 運動速度、シャワー室、人員等の各種制限解除（1次） →施設内飲食可能（2次）		
	食堂・カフェ		未接種者規模（4人）制限	時間制限なし	
危険度の低い施設	映画館、スタディカフェ、ネットカフェ等のすべての施設	防疫緩和	時間制限なし	施設内飲食可能	
		接種者インセンティブ	人数制限、席を空けること等の解除 (映画館・屋外スポーツ観戦) 飲食許容試験運営		

□生活関連施設の営業時間制限は優先的に全面解除する。

○生活関連施設の厳しい状況を考慮し、第1次改編からすべての施設の時間制限を解除し、遊興施設は2度に分けて段階的に解除する。

※（1次）遊興施設を除くすべての施設の時間制限解除、遊興施設は24時まで制限緩和、塾は受験生の安全のために塾団体の協議結果に基づき、修学能力試験後（11月22日～）解除

（2次）遊興施設の運営時間制限を解除

## 〈営業時間の制限解除〉

不特定多数が利用する 施設の分類	既存の制限		改編（案）
	首都圏	非首都圏	
塾、映画館、公演場、読書室、ネットカフェ等（3グループ）	・22時/ 24時制限	・制限なし	・時間制限解除 ・別途の措置なし
食堂/カフェ（2グループ）	・22時	・24時	・ <b>時間制限解除</b> ・ <b>未接種者の利用規模制限</b>
カラオケ、屋内体育施設、銭湯業等（2グループ）	・22時	・22時	・接種証明・陰性確認制導入 ・時間制限解除
遊興施設、コーラテック/ 舞踏場等（1グループ）	・集合禁止	・22時	・接種証明・陰性確認制導入及び 24時まで緩和（1次） →時間制限解除（2次）

※塾は修学能力試験以降（11.22～）運営時間の制限解除

□一部のハイリスク施設は接種証明・陰性確認制を導入しつつ防疫規制を解除し、その他の施設は接種者インセンティブを適用する。

○感染リスクの高い、不特定多数が利用する一部の施設は、接種完了者及びPCR陰性者等、さらに未接種者の一部例外（※）だけが利用可能な接種証明・陰性確認制を、第1次改編の際に導入・適用する。

※PCR陰性確認者（48時間以内）、18歳以下、完治者、不可避な事由での接種不可者  
—適用対象施設は遊興施設、カラオケ、屋内体育施設、銭湯業、競馬・競輪・競艇・カジノである。

※209万の不特定多数が利用する施設のうち約13万が該当  
（略）

○第1次改編後、接種証明・陰性確認制施設の感染事例等の安全性を評価し、第2次改編後、危険度の低い施設から順に、適用対象からの解除を検討する計画である。

○接種証明・陰性確認制適用施設は、第1次改編の際は、時間（22時制限）及び人員（8㎡あたり1人）制限を解除し、第2次改編の際は、飲食禁止解除等の防疫措置を緩和（※）する。

※施設内の飲食禁止等のハイリスク行為の規制及び基本防疫ルールのみ適用

○制度施行による現場の履行力を高めるため、1週間の啓蒙期間を運営しつつ広報を強化する。

—ただし、未接種者の利用券の払戻し・延長等を考慮し、屋内体育施設は2週間の啓蒙期間を運営する。

〈例示：首都圏 4 段階地域の屋内体育施設(GX 類)に接種証明・陰性確認制導入時〉

区分	現行	改編（案）
運営時間	22 時制限	制限解除
防疫ルール	6㎡当たり1人、音楽のテンポ制限、シャワー室運営禁止、飲食禁止	解除 (飲食禁止は 2 次から解除)
利用対象	制限なし	接種完了者、PCR 陰性確認書、18 歳以下、健康等の所見書の所有者
基本防御ルール	マスク着用、出入り名簿作成、換気・消毒、防疫管理者運営等	現行と同じ

○食堂・カフェは飲食行為によりマスクを着用することができないため感染リスクは高いが、未接種者の利用を排除することが困難であるため、私的な集まり（首都圏10人、非首都圏12人）及び未接種者の利用規模（4人）を制限する。

（略）

○その他の映画館、公演場、スポーツ観戦場等のすべての施設（塾・読書室は除く（※））は、基本ルールは維持しつつ、その他の防疫措置は最小化し、接種完了者等のみ利用する場合、人員・飲食等にインセンティブを適用する。

※18歳以下の児童・青少年が主に利用する施設である塾・読書室は防疫管理を強化する必要があり、接種完了者等で構成された場合でも密集度緩和から除外（教育部）

ー一部のハイリスク行為（飲食等）を除外し、時間制限を解除し人員制限を最小化しつつ、その他の防疫ルールは解除する。

ー接種完了者及びPCR陰性者のみで利用する場合、第1次改編時から人員制限、空席確保等の制限を解除し、第2次改編の際は施設内の飲食を許容する。

ー飲食の場合、映画館（屋内分野）、屋外スポーツ観戦（屋外分野）で接種完了者等のみ利用する場合は試験的に許容し、その影響を評価する。

〈例示：第1次改編以後の映画館運営事例〉

区分	現行	改編（案）	
		接種者+未接種者混合	接種完了者等のみ利用
営業時間制限	22 時制限	解除	解除
防疫ルール	1 列に 1 席ずつ空けて座る、ポップコーン等の飲食禁止	1 列に 1 席ずつ空けて座る、ポップコーン等の飲食禁止	1 席ずつ空席を設ける措置を解除 飲食禁止解除（試験運営）
利用対象	接種者及び未接種者	接種者及び未接種者	接種完了者、未接種者のうち PCR 陰性確認者等
基本防疫ルール	マスク、出入り名簿作成、換気・消毒、防疫管理者運営等	現行と同じ	現行と同じ

□従来の距離の確保の段階別で作られた施設別ルールを統合整備し、段階的に解除する。

○第1次改編の際は、類似施設間の複雑な段階別・施設別の人員基準を最低基準（4㎡あたり1人、座席空け、定員50%等）へ統合整備し、現場の受容性を向上する。

※接種完了者等のみが利用する場合、人員制限解除インセンティブを適用（塾・読書室は除外）

区分	現行(㎡/座席空け/収容人数%)	改編(案)
・遊興施設	1段階: 8㎡、2～3段階: 10㎡当たり	・陰性確認制適用時、人員基準を解除
・コーラテック・舞踏場	1段階: 8㎡、2～3段階: 10㎡当たり	
・カラオケ	1段階: 6㎡、2～4段階: 8㎡当たり	
・銭湯業	1段階: 6㎡、2～4段階: 8㎡当たり	
・屋内体育施設	1段階: 6㎡、2～4段階: 8㎡当たり	
・映画館	1段階: なし、2～4段階: 1列当たり1席ずつ	<座席当たりの人員基準> 1列に1席空ける
・公演場	(正規)1段階: なし、 2～4段階: 1回最大5,000人 (臨時)1段階: なし、 2段階: 1回最大5,000人、 3段階: 6㎡当たり1人+最大2,000人、 4段階: 禁止	
・塾	3～4段階: 2席ずつ空けるか6㎡当たり1人	座席を1席空ける 又は4㎡当たり1人
・スポーツ観戦場(屋内/屋外)	1段階: 50%/70%、2段階: 30%/50%、 3段階: 20%/30%、4段階: 無観客	<収容人員当たりの人員基準> 収容人員50%
・宗教施設	1段階: 50%、2段階: 30%、 3段階: 20%、4段階: 10%	
・博物館・美術館・科学館・図書館等	3～4段階: 6㎡当たり1人の30～50%	人員基準解除

○以降、第3次改編で施設別の人員制限基準を解除し、基本防疫ルール（なるべく人との間の1mの距離置きを勧告）で反映する。

○飲食の場合、読書室、屋内体育施設、列車等のほとんどで制限しているが、マスクを取るというハイリスク行為に該当するため、第2次以降、緩和を検討する。

※危険度の低い映画館（屋内）、屋外スポーツ観戦（屋外）に対し、接種完了者等のみが利用した場合、飲食を許容する試験運営を行ってから結果を評価

○段階別・施設別の防疫ルールは施設別の基本防疫ルールへ単純化し、必須防疫措置を中心に各種の制限を解除※する。

※（例示）食堂・カフェで1時間利用制限（強力勧告）等を解除

### 3) イベント・集会

**□接種完了者を中心に大規模なイベント・集会を許容する。**

●(イベント) 団体・法人・公共機関・国等で開催する地域の祭り、説明会、公聴会、討論会、記念行事、修練会、サイン会、講演、大会、訓練等と結婚式、葬式、披露宴、1歳の誕生日パーティー

**○第1次改編時のイベント・集会は、接種者・未接種者の区別なく100名未満まで可能であり、接種完了者等※だけで参加時、500名未満まで可能だ。**

※接種完了者、PCR陰性確認者、18歳以下、完治者、やむを得ない事由で接種不可の者  
※公聴会、記念イベント、修練会、サイン会、講演会、結婚式、1歳の誕生日パーティー、披露宴等のすべてのイベント対象

- 500人以上の非正規公演場・スポーツ大会・祭り等のイベントは管轄省庁・自治体(※)承認後、試験運営しつつ影響を評価する。

※公共公演・スポーツ大会(文体部)、自治体の祭り(行安部、自治体)等

- 100人以上の接種・未接種の混合が可能であった結婚式、展示・博覧会、国際会議等は従来のルールも認定し、2次改編の際に統合する。

※(結婚式) 未接種49人+接種201人、250人まで可能

(展示・博覧会) 面積6㎡当たり1人、常駐者のPCR陰性ルール下の制限なし

(国際会議) 座席の間を2席空けることで会議可能

**○第2次改編時には、接種完了者等のみで運営時、人数制限なくイベントが可能であり、場所別、目的別に別途のルールが適用されていた複雑なイベントルールを同一の原則に統合する。**

※結婚式、1歳の誕生日パーティー、博覧会・展示会、各種大会、祭り、野外コンサート、集会等のすべての行事

- 企業の必須経営活動及び公務関連行事も例外なく同じ原則を適用する。

※(例) 企業の定期株主総会、予算・法案処理等のための国会会議、放送制作・送出等

- 接種完了者等のみで運営する時には、飲食禁止の解除等の防疫措置を緩和する。

**○第3次改編時には、接種完了者を中心とするイベントの基準(100人)を解除したり、段階的に上方修正して解除する案等を検討する。**

○100人以上の接種完了者等が参加するイベント・集会の時には、主催者(集会申告者)又は管理・運営者(施設)が参加者全員に対して接種完了者等か否かを確認し、接種完了者以外の参加が制限されるように措置しなければならず、

- 自治体等の点検の際、人員、接種の確認等の防疫ルールへの違反の有無が確認された場合、感染症予防法による告発又は過料処分が可能である。

## ＜イベント・集会関連の段階的な日常回復案＞

	現在	1次改編	2次改編	3次改編
接種者+ 未接種者	(4段階) イベント 禁止	100名未満のイベントが可能		人数制限解除 及び 基本防疫 ルールの遵守
		※結婚式、博覧会等の 個別ルール可能		
接種者、 PCR(－) 等のみ参加	(3段階) 50人未満	500名未満の イベントが可能 (500名以上の非正規公演場 等の試験運営)	人数制限なし 大規模イベント 可能	
		※座席を空ける、 定員制限等の各種防疫ルール解除		

### 4) 私的な集まり

□私的な集まりの場合、年末年始の集まりの需要を考慮し、適正制限を維持した後に解除する。

●(私的な集まり)同窓会・同好会・職場内の会食・オンラインカフェの定期会合・家族・友人等の親睦会等と同様に親睦形成を目的とするすべての集まり

**○1～2次改編の際、首都圏は10人、非首都圏は12人まで私的な集まりの人数規模を拡大するが、**

－年末年始の集まり(※)が活発化することによる防疫状況の悪化が懸念されるが、時間制限、イベント禁止等に比べて相対的に民生経済に及ぼす波及効果が低い点を考慮し、**第3次改編時に私的な集まりの人数制限を解除する。**

※職場、学校、同窓会、同好会、同郷の会等の大規模食事会(忘年会、新年会の集まり)

○不特定多数が利用する施設における未接種者の利用制限は解除し、接種証明・陰性確認制の導入が難しい食堂・カフェでのみ未接種者利用制限(最大4人)を維持する。

**※(食堂・カフェ)首都圏4名(未接種者)+6名、非首都圏4名(未接種者)+8名(その他の施設)接種の有無に関係なく、首都圏10人、非首都圏12人**

## ＜私的な集まりの制限の段階的な日常回復案＞

1次改編	2次改編	3次改編
首都圏10名、非首都圏12名 (接種者・未接種者の区別なく人員構成可能、 ただし、食堂・カフェは未接種者4名まで可能)		私的な集まりの制限解除

○同居家族、介護(児童・高齢者・障害者等)、臨終、スポーツ営業施設の必須競技人数等の場合、従来と同様に私的な集まりの例外を適用する。

(略)

## 8) 接種証明・陰性確認制（防疫パス）の導入

□接種完了者の日常回復を支援し、不特定多数が利用するハイリスクな施設をより安全に利用できるよう、

○接種完了者及び一部例外の者に、不特定多数が利用する施設の利用を許容する防疫パスをイメージした接種証明・陰性確認制を一時的に導入する。

□適用施設は遊興施設、カラオケ、銭湯業、屋内体育施設と競馬・競輪・競艇・カジノ業場のような不特定多数が利用するハイリスクな施設であり、遊興施設の場合、接種完了者のみ出入りできる。

### <接種証明・陰性確認制による施設別利用可能対象>

区分	接種完了者	未接種者のうち例外認定範囲		
		PCR 陰性	医学的事由	18 歳以下
遊興施設	○	×	×	×
競馬・競輪・競艇／カジノ	○	○	×	×
屋内体育施設	○	○	○	○
カラオケ	○	○	○	○
銭湯業	○	○	○	○
入院者・入所者面会	○	○	×	×
高齢者・障害者施設利用	○	○	×	×

□第 1 次改編では、不特定多数が利用するハイリスクな施設及び脆弱施設に接種証明・陰性確認制が適用され、第 2 次改編では 100 人以上の大規模なイベント・集会に適用する計画だ。

○第 2 次改編以降に防疫状況が安定すれば、集団感染等の防疫指標を評価し、危険度の低い施設から段階的に適用解除を検討する予定だ。

### <接種証明・陰性確認制の適用分野>

1 次改編	2～3 次改編
<p>不特定多数が利用する一部の施設及び感染脆弱施設への適用</p> <p>・(ハイリスク施設) 遊興施設、カラオケ、銭湯業、屋内体育施設、競輪・競艇・競馬・カジノ等の5種類の施設(209 万施設のうち約 13 万)</p> <p>・(脆弱施設) 医療機関・療養施設(面会時)、重度障害者・認知症施設、敬老堂・高齢者福祉館・文化センター等の高齢、脆弱階層施設</p>	<p>100 人以上のイベント・集会(防疫状況の安定時、段階的に解除)</p> <p>・結婚式、博覧会、学術イベント、コンサート、体育大会、祭り等のすべてのイベント及び集会</p>

□予防接種完了証明は COOV アプリ等の電子証明書の使用を勧告し、紙の証明書(保健所・ホームページ等から別途申請・発行)、予防接種ステッカー(身分証明書(※)に貼り付けて使用)等の使用も併行する。

※住民登録証、運転免許証、障害者登録証、外国人登録証、国内居所申告証



○未接種者のうち、PCR 陰性確認者（※）、満 18 歳以下の児童・青少年、完治者、医学的事由によるワクチン接種例外者は、接種証明・陰性確認制の例外対象に該当する。

※陰性結果の通報を受けた時点から 48 時間になる日（有効期間終了日）の午前 0 時まで効力

- 予防接種を受けずに PCR 検査陰性確認によりこれを代替した場合、陰性確認メッセージ通知書や PCR 陰性確認書を発給してもらい、これを証明することができる。

○医学的事由によるコロナ 19 ワクチン接種例外者とは、

- ① 1 次接種後にアナフィラキシー等の重大な異常反応（※）が現れ、接種が困難な対象、②免疫不全者又は免疫抑制剤、抗がん剤投与中の患者、③コロナ 19 国産ワクチン臨床試験参加者で、

※アナフィラキシー、血小板減少性血栓症、毛細血管漏出症候群、心筋炎・心膜炎、ギランバレー症候群等

- 診断書及び臨床試験参加確認書を所持して保健所を訪問すると、「接種証明・陰性確認制例外確認書」の発給を受けることができる。

- ただし、コロナ 19 予防接種後、重症異常反応を申告した場合は、別途の証拠資料なく保健所で例外確認書の発給が可能である。

(略)

### **3 危険度に基づいた防疫対応及び海外入国管理**

(略)

○接触者の隔離・監視期間は国内・外の調査結果を基に既存の 14 日から 10 日に短縮し、隔離解除前（8～9 日目）に PCR 検査を追加で実施し、陰性の有無を確認する計画だ。

(略)

○選別診療所と臨時選別検査所は機能を統合して運営・管理を改善（※）し、接種完了者に対する先制検査は一部のハイリスク施設を除外して大幅に縮小する等、検査体系を効率化する計画である。

※検査対象、問診情報、検査法等を統一し、問診情報は疫学調査書と自動連携

(略)

□ 外国との交流拡大に備え、海外出入国管理体系も合理的に改編する。

○現在 4 つ（※）になっている海外国家分類体系を国家別の危険度により 3 つの分類（危険国家、一般国家、安全国家）に単純化し、危険度等級を考慮して、ビザ発給と防疫措置（隔離免除、PCR 検査）を段階的に緩和する。

※防疫強化対象、推移監視国家、一般国家、交流拡大可能国家

レベル 1 (安全国家)	ビザの制限解除、予防接種者の隔離免除及び PCR 検査の縮小(2021.12 月)
レベル 2 (一般国家)	ビザの制限、予防接種者の隔離免除(2022 上半期)
レベル 3 (危険国家)	ビザの制限、航空便の運行制限

○また、地方空港や港湾等へ入国通路を段階的に拡大し、国家間協約も拡大する計画だ。

※11 月の金海空港（グアム 1 回、サイパン 2 回）を皮切りに、地方空港へ段階的に拡大

※※（協約完了国家）サイパン、シンガポール、（推進中国家）台湾、タイ、マレーシア、

グアム等  
(後略)

**<出典元 URL>**

[http://ncov.mohw.go.kr/tcmBoardView.do?brdId=&brdGubun=&dataGubun=&ncvContSeq=368300&contSeq=368300&board\\_id=&gubun=ALL#](http://ncov.mohw.go.kr/tcmBoardView.do?brdId=&brdGubun=&dataGubun=&ncvContSeq=368300&contSeq=368300&board_id=&gubun=ALL#)